

○総務省告示第二百八十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和四年九月二日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改める。

変 更 後

第1 総則
 [1～4 略]
 5 法第27条の13第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。
 [6～8 略]
 第2 周波数割当表
 [1～7 略]

周波数割当表

[第1表 略]

第2表 27.5MHz - 10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
5925-6425	固定	固定衛星 (地球から宇宙) J186	電気通信業務用 公共業務用	
		移動	小電力業務用	
	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。			
[略]	[略]	[略]	[略]	
6570-6870 J36 J187A	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用 公共業務用	
		固定衛星 (地球から宇宙) J161		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[第3表 略]
 国内周波数分配の脚注
 [J1～J172 略]

変 更 前

第1 総則
 [1～4 同左]
 5 法第27条の13第4項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。
 [6～8 同左]
 第2 周波数割当表
 [1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz - 10000MHz

[同左]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	固定衛星 (地球から宇宙) J186	電気通信業務用 公共業務用	
		移動	小電力業務用	
	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。			
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	
6570-6870 J187A	[同左]	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用 公共業務用	
		[同左]		
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第3表 同左]
 国内周波数分配の脚注
 [J1～J172 同左]

